

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。

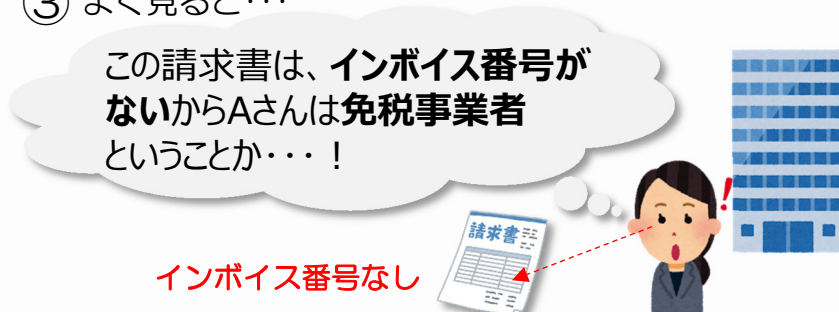
① 契約



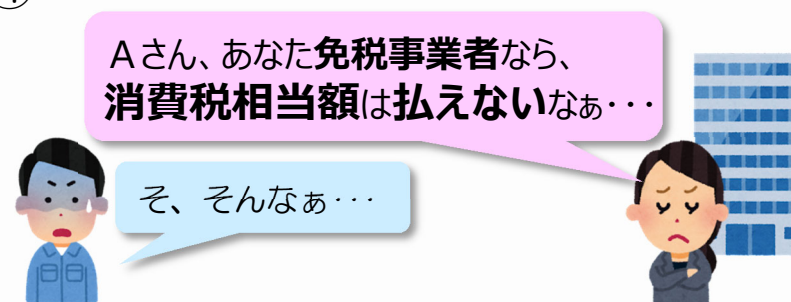
② 取引完了後…



③ よく見ると…



④ 結果…



➤それ、下請法違反です！

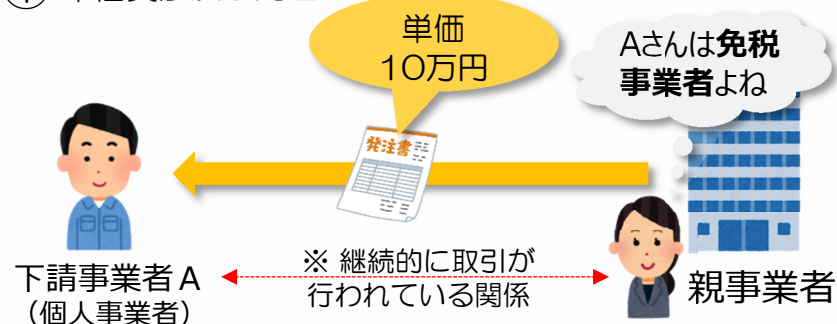


発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。

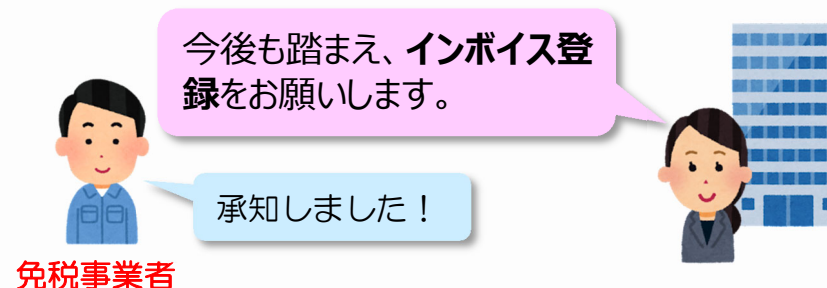
【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者が課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。

① 単価交渉及び発注



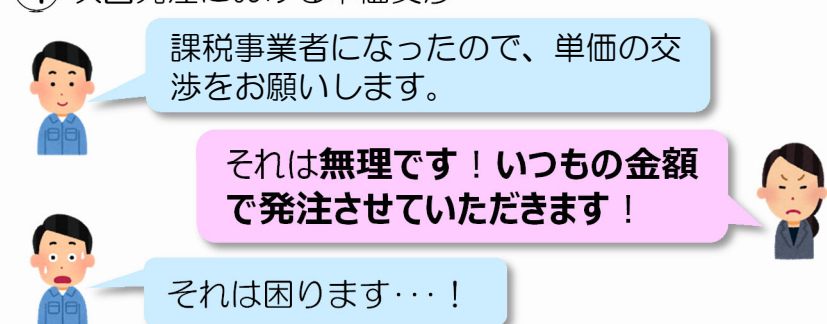
② その後…



③ 課税事業者選択…



④ 次回発注における単価交渉



➤それ、下請法違反となるおそれがあります！

下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、**一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為**は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「**買ったたき**」として問題になるおそれがあります。